

地 域 支 援

保育所等訪問支援事業

地域での生活を支えるため、お子さんが通っている保育所・幼稚園・認定こども園・学校等を訪問し、訪問先と協力しながら集団生活への適応のため、専門的な支援を行います。

こんな困りごとに対応します

- ・お友達とうまく遊べない
- ・先生の話聞くのが苦手
- ・順番を待てない
- ・集団の活動についていけない
- ・園で車いすを使いたいけど導入の仕方がわからない

こんな支援をします

- ・支援員が保護者や担任から話を聞き、園や家庭での困り感や情報の共有をします。
- ・実際に保育所等に訪問し、お子さんの様子を見学します。
- ・お子さんに合った支援方法や環境設定を訪問先の職員と考えます。
- ・訪問後にその日の様子や支援内容を、保護者や訪問先と共有します。

対象：保育園・幼稚園・認定こども園・学校等の集団生活に在籍している児童。

訪問時間：訪問先と調整し決定します。（午前もしくは午後の1～3時間程度）

訪問支援員：保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が、必要に応じ訪問します。

その他：利用には通所受給者証が必要になります。

居宅訪問型児童発達支援事業

障がい等により外出や通所が難しいお子さんの御自宅を訪問し、一人ひとりに寄り添った発達支援を提供します。御家族とともに、地域で安心して豊かな生活を送れるよう支援をします。

支援内容：支援計画に基づき、遊びやコミュニケーション、食事・着脱・排せつ等の生活動作、感覚や運動機能、認知・言語等の発達を支援をします。また、御家族からの相談や生活環境の調整の助言、医療機関との連携を通し、お子さんが地域の中で自分らしく成長できるよう総合的に支援します。

訪問支援員：保育士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、児童発達支援管理責任者等の経験豊富な専門職の職員が伺います。

※お子さんの成長発達に合わせて必要な専門職が関わります。

相談支援事業 特定・障害児相談支援事業所

障がいや発達に不安のあるお子さんやその保護者の御相談に応じ、一人ひとりにあった福祉サービス等が円滑に利用できるよう情報提供や連絡調整等を行い、サービスプランを御家族と一緒に考え作成します。

こんな相談に対応します

- ・日常生活で困っているけど、どのような支援やサービスを受けられるのかわからない
- ・福祉サービスの事務所が多くて、どこが合っているのかわからない
- ・複数のサービスを使っているが、どんな週間スケジュールで過ごすのがいいのか相談したい

対象：旭川市にお住まいの障害児通所支援を利用する未就学児～18歳までの児童とその保護者。

職員：相談支援専門員が対応します

その他：利用には通所受給者証が必要になります。

サービスの内容

- ・電話での相談
- ・事業所見学の同行
- ・サービス等利用計画の作成
- ・家庭訪問
- ・サービス担当者会議の開催
- ・事業所を利用してからのモニタリング
- ・保育所や幼稚園、その他関係機関との連携
- ・福祉や医療サービスの手続き支援…等々

問合せ（直通）

地域支援担当（保育所等訪問・居宅訪問・相談支援） （０１６６）５１－３０７３



旭川市愛育センターは、障がいのあるお子さんや発達の気になるお子さんが地域において自分らしく育ち、御家族が安心して子育てできるよう、専門的な発達支援を行っています。

また、発達に不安のあるお子さんやその御家族への相談支援、こどもにかかわる施設などへの訪問支援など、様々な支援を提供する地域の中核的な支援施設です。



スタッフ

所長 児童発達支援管理責任者
療育支援員（保育士 児童指導員）
理学療法士 作業療法士
言語聴覚士 相談支援専門員
看護師 栄養士 調理員
運転手 嘱託医 事務員

旭川市こども・女性・若者未来部 愛育センター

〒070-0872 旭川市春光2条7丁目2番41号

代表・管理担当 （０１６６）５１－３０５９

FAX（共通） （０１６６）５１－１２０３

Eメール aikucenter@city.asahikawa.lg.jp

単身通所担当 （０１６６）５１－３０７２

親子通所担当 （０１６６）５５－７７２４

地域・相談担当 （０１６６）５１－３０７３



児童発達支援事業

児童福祉法に基づく通所施設として、未就学の障がいのあるこども又はその可能性のあるこどもに対し、日常生活における基本的な動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適応その他の便宜を提供するとともに、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮がなされるよう支援を提供する。また、地域の中核的な施設（児童発達支援センター）として支援を展開し、こどもとその保護者が地域社会の一員として豊かな生活を送ることができるよう支援体制の充実を図る。

支援内容

- 本人支援：**合理的配慮の下、「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を含めた総合的な支援をすることで、自身の「育つ力」を育みます。
- 家族支援：**こどもの育ちや、家族の暮らしの安定を支え、家族からの相談に対する、適切な助言を行います。
- 移行支援：**障がいの種別に関わらず、地域の保育、教育等の支援を受けることができるよう援助していきます。
- 地域支援・連携：**地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、各関係機関と連携を図ります。

親子通所グループ

保護者が見守る安心できる環境の中で楽しく活動に取り組みで自己肯定感を育みます。また、保護者はこどもの発達状況の把握や適切な関わり方を学び、親子の愛着関係の確立や強化を目指します。

利用対象

- ・0歳児～5歳児の親子（就学前まで）

利用日数・時間

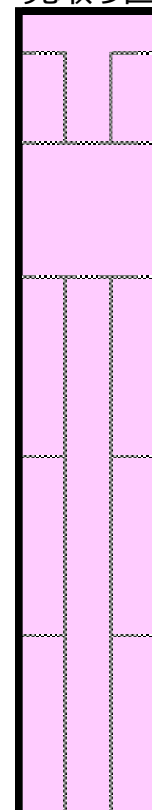
- ・週1回、1時間もしくは1時間30分
- ・年長児のみ月1回1時間の個別支援あり

1日のスケジュール

10:00	未満児・年少児	13:30	年中・年長児
	グループ活動開始		グループ活動開始
11:00	未満児終了	15:00	年中・年長児終了
11:30	年少児終了		



センター内見取り図



対象：児童発達支援が必要と認められた就学前の児童

定員：1日あたり70人

休所日：土曜・日曜、祝日及び年末年始（12月30日から1月4日まで）

通所方法：送迎バスもしくは保護者による送迎

利用について

利用には、通所受給者証が必要となりますので、旭川市障害福祉課の窓口にて申請手続きをお願いします。その後、センターとの契約手続きを行います。

わからないことがあれば当センターへ相談ください。

使用料等について

利用にあたっては使用料がかかります。御家庭の状況に応じ、減免や1か月の上限負担額が設定されています。また、3歳～5歳児は幼児教育・保育無償化の対象ですので使用料の負担はありません。

給食提供にあたっては実費負担となります。

単身通所グループ

食事や着脱などのADL（日常生活動作）の獲得の基礎を作り、身辺自立に向けて自分でできることを増やせるよう、一人ひとりの状況に合わせて必要な手助け・介助を丁寧に行います。

利用対象

- ・3歳児～5歳児
- 給食提供あり

利用日数・時間

- ・継続した曜日で週2～5日
- ・午前10時から午後2時30分まで

1日のスケジュール

8:45	バス送迎	12:30	休息・自由遊び
10:00	登所・朝の会	13:30	集団活動
10:15	グループ設定活動	14:20	帰りの会
11:30	給食	14:30	降所・バス送迎



問合せ 親子通所グループ（直通） 0166-55-7724

問合せ 単身通所グループ（直通） 0166-51-3072

専門的支援（リハビリテーション）

単身グループまたは親子通所グループを利用している児童で、専門的な相談や支援が必要な方に実施をします。

- 理学療法：**こどもの感覚・運動機能の発達を促し、基本的な運動機能の獲得を目指します。
- 作業療法：**遊びや生活動作を通して感覚や運動、認知面の発達を促し、日常生活での自立を目指します。
- 言語聴覚療法：**遊びを通して日常生活に必要なことばを理解し表現すること、コミュニケーションを楽しむこと、また、摂食嚥下機能の発達を促すことで豊かな生活を送ることができるよう目指します。



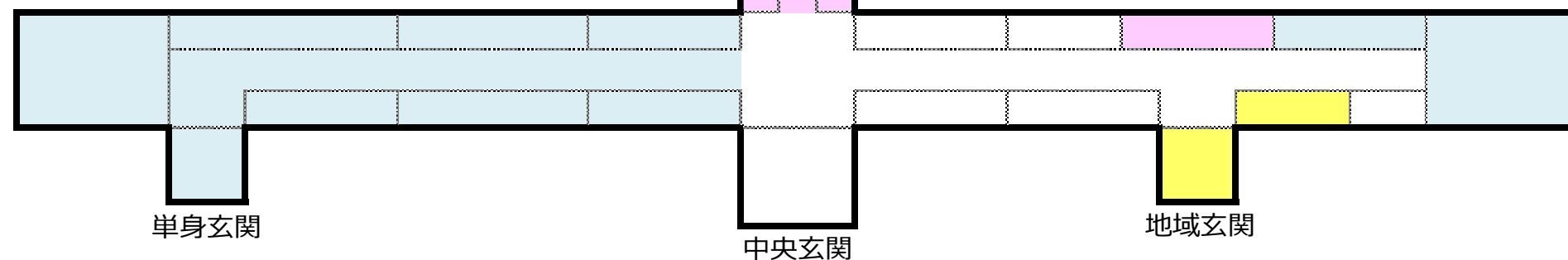
機能訓練室



作業訓練室



言語訓練室



単身玄関

中央玄関

地域玄関